

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項の規定により同項の規定を実施するため、法第 57 条第 1 項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第三種漁業（なまこけた網漁業）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 7 年 8 月 2 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
手繰第三種漁業 （なまこけた網漁業）	28隻	5トン以下	京共第1号	12月1日から	操業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者
			京共第2号	翌年5月31日まで	
			京共第3号	1月1日から 4月30日まで	
			京共第4・6号	12月15日から 翌年4月30日まで	
			京共第5・6号		
			京共第8号	11月15日から 翌年3月31日まで	
			京共第11号	12月1日から 翌年5月31日まで	
			京共第11・12号		
			京共第12号	12月1日から 翌年4月30日まで	
			京共第14号		
			京共第15号		
			京共第16号		
			京共第19号		
			京共第27号	11月20日から 翌年2月末日まで	

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 9 月 1 5 日から令和 7 年 1 0 月 1 5 日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この許可の有効期間は、5年間とする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この許可又は起業の認可には、京都府海域における知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件（別紙）を付すことがある。

別紙

知事許可漁業の許可等に関する取扱方針に掲げる条件

条 件	京共第1号	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
	京共第2号	免許漁業の妨害をしてはならない。
	京共第3号	
	京共第4・6号	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 同時に使用する網具の数は2統以内。
	京共第5・6号	
	京共第8号	(1) 免許漁業の妨害をしてはならない。 (2) 2統びきの場合は金ヶ崎と黒鼻を結んだ線以南の舞鶴湾に限る。
	京共第11号	免許漁業の妨害をしてはならない。
	京共第11・12号	
	京共第12号	
	京共第14号	
	京共第15号	
	京共第16号	
	京共第19号	
	京共第27号	